

# 定年後の主な手続き

ハローワーク，全国健康保険協会，健康保険組合  
日本年金機構，年金事務所，市町村，税務署

在職中は，雇用保険・健康保険・厚生年金などに関与することは，すべて勤務先で行っていましたが，退職後は，自分ですべて手続きをすることになります。

手続きの期間が限定されたものでありますので，事前に関係機関に問い合わせるなどの準備が必要です。詳細については，関係機関にお問い合わせください。

項目	行うべき事柄	いつ	どこで
雇用保険	会社から離職票を受領 求職の申込・受給資格の確認	すみやかに	公共職業安定所 (居住地管轄)
	受給説明会への出席 受給資格者証の交付 失業認定日の指定	公共職業安定所 から指定された日	
	4週間に1回失業認定日に 「失業認定申告書」提出 (雇用保険の基本手当受給)		
健康保険	健康保険証を返却	退職日	会社の社会保険担当部署等
	↓ 次のいずれかを選択する		
	① 健康保険の任意継続被保険者	退職の日の翌日から20日以内	退職前に加入していた保険者 (全国健康保険協会または健康保険組合等)
	② 国民健康保険の被保険者	退職の日の翌日から14日以内	市町村役場
	③ 国民健康保険の退職者医療制度	年金証書が届いた日の翌日から14日以内	
④ ご家族の加入している健康保険の被扶養者	すみやかに	ご家族の勤務先(加入するには健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。)	
厚生年金	特別支給の老齢厚生年金の裁定請求(雇用保険被保険者証などの添付) (在職中でも手続きを行います。)	60歳の誕生日の前日以降 (受給資格を得たら)	最寄りの年金事務所
	配偶者(60歳未満)の国民年金 (1号被保険者への種別変更)	退職後14日以内	市町村役場
	「決定通知書」と「年金証書」到着	手続き後2ヶ月程度	
	年金受給開始(2か月ごと) (失業給付受給中は支給停止)	手続き後3ヶ月程度	
税金	扶養親族等申告書を提出	毎年12月	日本年金機構
	所得税の確定申告 (還付申告書の場合)	退職の翌年 1月1日～3月15日	税務署 (居住地管轄)